

八街市障がい者施策推進協議会委員の公募に関する要領

1 趣旨

この要領は、八街市審議会等の委員の公募に関する規則（平成29年規則第30号）に定めるもののほか、八街市障害者施策推進協議会委員の公募及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

2 公募委員の数

公募により選任する委員の数は3人以内とする。

3 公募の方法

広報やちまた、市ホームページによる一般公募とする。

4 公募委員の任期

令和8年3月1日から令和9年3月31日

5 公募委員の応募資格

- (1) 令和8年3月1日現在で市内に在住、在勤又は通学している者
- (2) 八街市の職員及び議会議員でない者
- (3) 令和8年3月1日現在で八街市の他の審議会等の公募委員を2以上委嘱されていない者
- (4) 暴力団員などと密接な関係を有さない者
- (5) 市税などの滞納がない者
- (6) 平日日中の会議に参加できる者

6 募集期間

令和7年11月1日から令和7年11月17日まで

7 応募方法

応募者は申込書に必要事項を記入のうえ、「これからの障がい福祉に必要なこと」に関するレポート（任意様式1，200字以内）を添えて、障がい福祉課へ提出するものとする。

6 選考方法

公募委員を選考するため、八街市障がい者施策推進協議会公募委員選考委員会を置く。

- (1) 選考委員会は、各部の長及び教育部長をもって組織する。
- (2) 選考委員会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、福祉部長をもって充てる。
- (4) 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- (5) 選考委員会は、公募の委員の委嘱をもって解散する。
- (6) 選考委員会の事務は、障がい福祉課において処理する。

7 選考基準

公募委員は、別表の選考基準により選定する。

8 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に通知する。